

福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱第3条に規定する 長寿命化に配慮した基準

1 構造

福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱第3条に定める木造住宅の構造は、在来軸組工法とする。

2 耐久性等の基礎要件

住宅の長寿命化に必要な耐久性や省エネルギー性、維持保全の容易性等を確保するため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条に基づく認定を受けていること。

3 地域性

地域の風土との調和を図るため、一戸建ての木造軸組工法住宅を対象とし、使用する木材のうち70%（材積率）以上を県内加工材とすること。

4 住宅の基準

注文住宅の場合は以下の（1）～（3）のいずれかに、建て売住宅の場合は（1）又は（3）に適合すること。

（1）以下のaからdまでの基準のいずれか2以上に適合すること。

- a. 居室間に存する間仕切り壁は、少なくとも1以上のものについて、床勝ち・天井勝ちの仕様とすること。
- b. 主な就寝室及び居間の床面積は13㎡（8畳相当）以上とすること。
- c. 住宅内階段（2以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものに限ることができる。）の幅員は、心々1m以上又は内法85cm（柱の存する部分にあっては、80cm）以上とし、勾配が6/7以下であり、かつ、蹴上の寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。
- d. 廊下の幅員は、心々1m以上又は内法85cm（柱の存する部分にあっては、80cm）以上とすること。

（2）申請者（もしくはその配偶者）を含む直系の3世代世帯が居住するものとして、以下のaからcの基準に適合すること。

- a. 住戸専用面積が、以下の式で算出される面積以上であること。

$$25\text{㎡} \times (\text{世帯人員}) + 25\text{㎡}$$

上記の式における世帯人員は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、算出された世帯人員が4人を超える場合には、算出された面積から5%を控除する。

- b. 各居室間の移動が屋内で可能であること。
- c. 居住室（居間、食事室、寝室）が4室以上あり、そのうち1室は高齢者用であること。

（3）住宅性能表示制度に基づく耐震等級が3であること。

5 高齢者等への配慮に関すること

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項に規定する評価方法基準として、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の方法の基準について定められた、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の9の9-1（3）ハ（等級3）の②、③のb及び④のaの基準に適合すること。

6 将来のリフォーム等に必要な情報の提供

住宅供給者は、維持管理や将来のリフォーム等を行う際に必要となる図面（設備配管図、平面詳細図、短計図及びわが家の履歴書）を住宅取得者に提供すること。